

施策名【人権尊重社会】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事 業 数	事務事業	課	係	管理 方法	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	3.尊重され支え合う社会の形成	1.人権尊重社会	(1)	人権意識の高揚	1311-1	1	人権同和対策事業	人権同和課	人権同和係	通常	
					1311-2	2	住宅新築資金等貸付償還事業	人権同和課	人権同和係	通常	
			(2)	人権教育の推進	1312-1	3	人権同和教育事業	人権同和課	人権教育男女共生係	通常	
					1312-2	4	隣保館運営事業	人権同和課	人権同和係	通常	

令和 4 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 3 年度実施事業)

事業名	人権同和対策事業			事務事業コード	1311-1
担当	市民健康 部	人権同和 課	人権同和 係	事業開始年度	平成 17 年度
事業の性質	義務的自治事務(不定型)	法定根拠	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
管理方法	通常		部落差別の解消の推進に関する法律		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	3.尊重され支え合う社会の形成
	施策	1.人権尊重社会
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進し、人権擁護推進体制が充実することにより、市民一人ひとりの人権意識が高まっている。	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること 【部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指し以下の事業を実施】 ・施策の総合的かつ計画的な推進のため、「部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の策定及び進捗管理 ・人権擁護委員と連携した啓発活動や人権相談会の開催 ・市ホームページや広報紙「サクラライフ」を通じて人権相談に係る各種相談窓口の周知 ・人権侵害や差別事象発生時における関係機関と連携した対応 ・部落解放運動団体への活動支援 ・長野地方務局と連携し花の種子等を児童が協力して育てることを通じて、人権尊重思想を「はぐくみ、情操を豊かにすることを目的とした「人権の花」運動を実施 ・「部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会実行委員会」と連携し、「部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会」を開催(本年は開催町への協力)	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
コスト	事業費	10,183		9,116		9,055	
	人件費	0.80 人	5,600	0.80 人	5,440	0.70 人	4,760
	非常勤職員等	0 時間	0	0 時間	0	0 時間	0
	人件費合計	5,600		5,440		4,760	
	総事業費	15,783		14,556		13,815	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	642		639		6,863	
	一般財源	15,141		13,917		6,952	
	財源合計	15,783		14,556		13,815	

令和 3 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」及び「同和地区生活実態調査」の結果に基づき第四次総合計画を策定 ・人権三法の趣旨を踏まえ「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を改正 ・ネット上における被差別部落公開への対応として法務局へ削除要請に係る要望活動を実施 ・人権擁護委員による市内各地区での「特設相談所」を開設、市ホームページや広報紙「サクラライフ」を通じて人権相談に係る各種相談窓口を周知、部落解放運動団体の活動経費を支援、「人権の花運動」を泉小学校、岩村田小学校の2校で実施 ・新型コロナウイルス感染症に関連した差別をなくす啓発を実施 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)に明記された相談体制の充実のため、部落解放運動団体と連携し同和問題に特化した「総合相談事業」を実施
-----------------	---

活動指標	単位		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人権の花運動を実施した学校数	校	実績	1	2	
		目標	2	2	2
	%	達成率	50	100	
成果指標	単位				
人権の花運動参加児童数	人	実績	90	138	
		目標	200	110	200
	%	達成率	45	125	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	概ね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標としている「人権の花」運動は、目標通り2校で実施した。 ・5年に1度改訂する「部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の第四次計画を予定通り策定した。 ・平成28年に「部落差別解消推進法」をはじめとする人権三法が制定されて以来、課題となっていた「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正を実施した。 ・ネット上に特定地区が被差別部落として公開された事案に対して、関係団体と連携し対応した。
官民連携の可能性	方法	<説明>
	市が実施する必要がある	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」等により、部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する取り組みを地方公共団体が行う責務があることから、市が実施する必要がある。
事業の課題		<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとする「あらゆる差別のない佐久市」を築くため、関係機関や関係団体と連携し啓発活動や人権相談を続ける必要がある。 ・子どもの頃から「人権意識の高揚」を図るため、今後も「人権の花」運動を実施していくことが望まれる。 ・依然として現存する部落差別や様々な人権侵害、コロナ差別のように社会の変化によって新たに生じる差別等に対して、引き続き差別に気づき差別を許さない人権教育・啓発を図る必要がある。 ・犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現を図る必要がある。

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の方向性	現行どおり	期間・時期	令和 年度 ~ 令和 年度
今後の取組方針	<課題に対する解決策、取組み方針等を記載> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に改正した「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」及び令和4年度から5年間を計画期間として策定した「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、一人ひとりの人権が守られる「差別のない明るい社会」の実現に向け、関係機関や関係団体と連携を図りながら、それぞれの事案に適切に対応していく。 ・部落解放運動団体への補助金は、活動内容を精査しながら継続していく。 ・相談体制の充実をどのように図るか検討する。 ・様々な人権問題に関わるインターネット上の差別や誹謗中傷に対する啓発に取り組む。 ・令和4年度末を目標に犯罪被害者等支援条例(仮称)を制定する。 		

令和 4 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 3 年度実施事業)

事業名	住宅新築資金等貸付償還事業			事務事業コード	1311-2
担当	市民健康 部	人権同和 課	人権同和 係	事業開始年度	平成 17 年度
事業の性質	任意の自治事務(不定型)	法定根拠			
管理方法	通常				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	3.尊重され支え合う社会の形成
	施策	1.人権尊重社会
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 住宅新築資金等の借入者に対し、貸付金の償還を促進することにより収納率が向上している。	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること ・住宅新築資金等貸付金の回収及び起債償還。 ・滞納者に対する催告書の発送。(年4回) ・残高通知の発送。(年4回) ・運動団体との合同滞納整理。(随時) ・相続人・連帯保証人との折衝。(随時) ・課職員による通年滞納整理。	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
コスト	事業費	12,907		73,893		511	
	人件費	1.00 人	7,000	1.00 人	6,800	0.70 人	4,760
	非常勤職員等	0 時間	0	0 時間	0	0 時間	0
	人件費合計	7,000		6,800		4,760	
	総事業費	19,907		80,693		5,271	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	12,568		73,674		1,083	
	一般財源	7,339		7,019		4,188	
	財源合計	19,907		80,693		5,271	

令和 3 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する催告書(年2回15通)の発送 ・連帯保証人との折衝(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・残高通知(年2回156通)の発送
-----------------	--	---

活動指標	単位		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
住宅新築資金等貸付金の徴收件数	件	実績	916	841	
		目標	900	900	900
	%	達成率	102	93	
成果指標	単位				
住宅新築資金等貸付金の収納率	率	実績	3.00	2.30	
		目標	2.60	2.60	2.35
	%	達成率	115	88	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	未達成	新型コロナウイルス感染症対策のため、運動団体との合同滞納整理を実施できなかった。その他のこれまで実施してきた取組を継続したが、目標を若干下回った。
官民連携の可能性	方法	<説明>
	市が実施する必要がある	住宅新築資金等貸付償還金については、運動団体との関わりなどがあり、責任をすべて負いかねることなどから、法律事務所や債権回収会社で業務を受託してもらうことは難しい。また、住宅新築資金等貸付金の徴収時、市関連の徴収金等も徴収する場合があるので、他部署との連絡調整が必要である。
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年度に国の施策により貸付金制度を廃止することとなったため、貸付償還金の現年度調定は令和3年度以降はなく全て滞納繰越分の調定となっている。高齢化や本人死亡、安定した収入が得られない等、様々な理由で返済できない人がいる。 ・期限どおりに返済している借入者との「公平・公正」の観点から、必ず返済していくよう催告し、今後も滞納額の縮減を図る。 ・社会の変化や時間の経過の中で、滞納となっている個々のケースについて状況を整理する必要がある。 	

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の方向性	現行どおり	期間・時期	令和	年度	～	令和	年度
今後の取組方針	<課題に対する解決策、取組み方針等を記載> <ul style="list-style-type: none"> ・人権同和課職員による通年滞納整理を行う。 ・運動団体支部役員と長期滞納者への折衝を行う。 ・残高通知・催告書を発送する。 ・連帯保証人への折衝を行う。 ・弁護士等から市としてできる対応について情報収集し、収納の工夫を図る。 ・滞納者の個々の状況を精査し、抵当権実行等の法的措置を実行する。 ・佐久市債権管理条例による不能欠損処理の検討を進める。 						

令和 4 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 3 年度実施事業)

事業名	人権同和教育事業			事務事業コード	1312-1
担当	市民健康 部	人権同和 課	人権教育男女共生 係	事業開始年度	平成 17 年度
事業の性質	義務的自治事務(不定型)	法定根拠			
管理方法	通常				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	3.尊重され支え合う社会の形成
	施策	1.人権尊重社会
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 人権教育・人権啓発活動を通じ、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、市民意識を醸成するとともに、人権同和教育推進に向けた指導者の養成を行う。	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること 【イベント】 ・「人権・男女共生フェスティバル」を開催する。 【教育機関における人権同和教育】 ・教職員を対象とした「教職員人権同和教育研修会」、「新任・転入教職員人権同和教育研修会」を開催する。 ・学事職員会やPTA連合会などと委託契約をし、児童・生徒、保護者、教職員を対象とした人権同和教育研修会を開催してもらう。 ・人権同和教育補助教材「あけぼの」を小学1・3・5年生及び中学1年生に配布する。 ・小中学校の教職員や支部役員等の協力を得ながら、解放子ども会を実施する。 【社会教育における人権同和教育】 ・隔年で各地区を回る「人権同和教育講座」や、人権同和教育推進員を講師とした「巡回研修」を開催する。 【広報活動等】 ・公民館報「さくし」に毎月「人権シリーズ」を掲載し、啓発を行う。 ・佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会と連携し、人権啓発標語を市内小学5年生より募集を行い、優秀作品3点を短冊ポスターにし、会員企業や小中学校・関係機関等に配布。優秀作品に選ばれた児童については、「人権・男女共生フェスティバル」で表彰を行う。 ・部落解放同盟佐久市協議会各支部長や区長に、集会所施設・設備・敷地内等の維持管理及び集会所研修事業の運営を委託する。	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
コスト	事業費	8,234		7,997		10,688	
	人件費	1.00 人	7,000	1.00 人	6,800	1.00 人	6,800
	非常勤職員等	1134 時間	1,335	1172 時間	1,371	1176 時間	1,375
	人件費合計	8,335		8,171		8,175	
	総事業費	16,569		16,168		18,863	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	90		50		155	
	一般財源	16,479		16,118		18,708	
	財源合計	16,569		16,168		18,863	

令和 3 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人権同和教育研修会実施(参加者266人(動画配信含む)) ・新任・転入教職員人権同和教育研修会(参加者123人(動画配信含む)) ・人権学習会(市内全小中学校)実施(参加者7,303人(資料配布含む。)) ・巡回研修実施(参加者196人(資料配布含む))
-----------------	--

活動指標	単位		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
講演会、研修会等開催件数	実績		9	13	
		目標	50	50	50
	%	達成率	18	26	
成果指標	単位				
講演会、研修会等の参加者延べ人数	実績		727	508	
		目標	1600	1600	1600
	%	達成率	45.5	31.7	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	未達成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの研修会等を中止としたため、目標達成には至らなかった。
官民連携の可能性	方法	<説明>
	民間による実施が可能	人権に関する各種啓発活動は、民間団体や企業においても展開されているが、地方公共団体として、人権啓発に関する施策を策定し、実施する義務(「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」)がある。そのため、地方公共団体が主体的、自発的に人権啓発・教育について取り組む必要もある。
事業の課題	<p>人権同和教育の推進に向けた指導者の養成が必要である。特に教職員自身が同和問題について教育を受けたことがない現状があるため、教職員を対象とした「教職員人権同和教育研修会」、「新任・転入教職員人権同和教育研修会」を開催し、人権同和教育の充実を図る。また、人権同和教育に関し、教職員を支援する仕組み作りが必要である。</p> <p>人権同和教育講座など地域住民を対象とした学習会の参加人数が減少しているため、開催内容、方法等含め検討する必要がある。</p>	

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の方向性	手法等の見直し	期間・時期	令和 年度 ~ 令和 年度
今後の取組方針	<p><課題に対する解決策、取組み方針等を記載></p> <p>同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、新型コロナウイルス感染症などに対するあらゆる偏見や差別をなくす人権同和教育を推進するため、今後も人権同和教育講座や巡回研修会を開催し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。する。</p> <p>昨年度新型コロナウイルスの影響により中止した事業を中心に集合型、配信型、ハイブリット型など目的・対象者に合わせた開催方法を選択し、実施する。</p> <p>また、学校の希望により人権同和教育推進員を派遣する体制を整備し、教職員の人権同和教育を支援する。</p>		

令和 4 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 3 年度実施事業)

事業名	隣保館運営事業			事務事業コード	1312-2
担当	市民健康 部	人権同和 課	人権同和 係	事業開始年度	平成 17 年度
事業の性質	任意の自治事務(不定型)	法定根拠	社会福祉法第2条第3項第11号		
管理方法	通常				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	3.尊重され支え合う社会の形成
	施策	1.人権尊重社会
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 地域社会の中で、福祉向上及び人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること 隣保館運営事業は、市内の中央隣保館、浅科人権文化センター、望月人権文化センターの3館および臼田人権文化センターで下記事業を基本に地区の実情に合った事業を展開している。 1 人権相談事業 生活・健康相談、就職・就学相談、教育相談、人権相談等の対応を行い、内容に応じて関係機関への連絡・照会を行い適切な支援を行う。館長、担当職員、相談員が常時対応している。 2 人権啓発・地域交流促進事業 隣保館だよりの発行や人権関係の資料・パネルの常設展示を行う。 書道講座、古文書講座、手芸教室、手話教室、絵手紙教室、大正琴教室、初級パソコン教室、ヨーガ健康教室、マレットゴルフ大会、EMIほかし作り、人権講演会、福祉教室、望月人権フェスティバル等を開催している。 3 管理運営事業 施設の維持管理、貸館、要望等への対応を行う。施設の維持管理のうち、清掃(定期清掃・ワックス等)、保守点検業務(消防用設備等・自動ドア・階段式昇降機)、警備事業は民間業者に委託している。	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
コスト	事業費	8,179		7,503		10,215	
	人件費	4.20 人	29,400	4.20 人	28,560	4.10 人	27,880
	非常勤職員等	7254 時間	9,050	7254 時間	9,540	7254 時間	9,540
	人件費合計	38,450		38,100		37,420	
	総事業費	46,629		45,603		47,635	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	16,818		16,837		16,658	
	一般財源	29,811		28,766		30,977	
	財源合計	46,629		45,603		47,635	

令和 3 年度 実施内容	1 人権相談事業(349件) 2 人権啓発・地域交流促進事業(480回) 隣保館だよりの発行や人権関係の資料展示 書道講座、古文書講座、手芸教室、手話教室、絵手紙教室、大正琴教室、初級パソコン教室、ヨー ガ健康教室、マレットゴルフ大会、EMIぼかし作り、人権講座、福祉教室、望月人権フェスティバル等を 開催
-----------------	--

活動指標	単位		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
各種講座等開催回数	回	実績	467	480	
		目標	320	400	400
	%	達成率	146	120	
成果指標	単位				
各種講座等の延べ参加人数	利用人数	実績	3845	4228	
		目標	3000	3500	3500
	%	達成率	128	121	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	達成	新型コロナウイルス感染症の影響で一部休講等により実施できない講座等があったが、概ね目標は達成した。
官民連携の可能性	方法	<説明>
	市が実施する必要がある	法令による義務づけがあり、国、県から補助金により事業を実施している。
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の向上や人権まちづくりの拠点となるため、周辺地域住民との交流を推進し、ニーズにあった事業を行う必要がある。 ・近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度毎の利用人数にばらつきが見られた。今後は、感染防止対策を徹底したうえで、地域交流の拠点施設として利用者数の回復を図っていく。 	

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の方向性	現行どおり	期間・時期	令和 年度 ~ 令和 年度
今後の取組方針	<課題に対する解決策、取組み方針等を記載> <ul style="list-style-type: none"> ・各館で開催される事業に、それぞれ身近な地域の実態やニーズにあわせた内容を取り入れ、引き続き実施していく。 ・今後も、同和問題を始めとするあらゆる人権問題の解消をめざし、世代間の交流を深めながら、より多くの地域住民が気楽に参加できるよう工夫していく。 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨の1つである相談体制の充実を図るため、部落解放運動団体と連携・協議して相談事業の体制について検討する。 		